

# 茨城県報

号外第256号

昭和58年10月6日

木曜日

## 目次

### 告示

●道路の区域変更(9件)(道路維持課).....	1
●道路の供用開始(5件)( " ).....	6

## 告示

### 茨城県告示第1368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡岩間町大字安居 字久佐倉1942番1から	旧	メートル 最大 19.00	メートル 120.00	
		最小 6.00		
東茨城郡岩間町大字安居 字久佐倉1947番まで	新	最大 22.00 最小 11.00	120.00	常磐自動車道建設に伴う拡幅による区域変更

### 茨城県告示第1369号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 下君田高萩線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
高萩市上手綱字石舟2601番1から	旧	メートル 最大 8.00	メートル 670.00	
		最小 3.70		
高萩市上手綱字中道2421番1まで	新	最大 15.00	560.00	旧道区間移管のため の区域変更
		最小 9.00		

茨城県告示第1370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 館野荒川沖停車場線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字稲岡 字屋敷台785番5から	旧	メートル 最大 11.50	メートル 240.00	
		最小 6.00		
筑波郡谷田部町大字稲岡 字屋敷台790番7まで	新	最大 11.50	240.00	道路の付替による区 域変更
		最小 6.00		
		最大 22.00	260.00	
		最小 13.20		

茨城県告示第1371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字東中宿713番地先まで	旧	メートル 最大 8.50	メートル 2,651.00	
		最小 3.30		
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字宮前1201番1地先まで	新	最大 44.40	2,816.50	
		最小 6.50		
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字宮前1201番1地先まで	新	最大 8.50	2,136.00	旧道区間L=515mを 谷和原村へ移管のた めの区域変更
		最小 3.30		
水海道市内守谷町字松並 4792番2地先から 筑波郡谷和原村大字小絹 字東中宿713番地先まで	新	最大 44.40	2,816.50	
		最小 6.50		

茨城県告示第1372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二軒茶屋瓜連線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字本米崎 字中小屋原2687番1地先から	旧	メートル 最大 9.00	メートル 212.00	
		最小 8.00		
那珂郡那珂町大字本米崎 字宮内2334番3地先まで	新	最大 9.00	212.00	
		最小 8.00		
	新	最大 10.00	220.00	迂回路設置による区 域変更
		最小 8.00		

茨城県告示第1373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 125号  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字寺具字中西 865番5から	旧	メートル 最大 14.00	メートル 47.00	
		最小 11.00		
筑波郡筑波町大字寺具字南台 1092番20まで	新	最大 19.80 最小 11.00	47.00	道路敷用地一部所管 換(受)による拡幅

茨城県告示第1374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 土浦江戸崎線  
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字中字們番外 24番210地内	旧	メートル 最大 33.00	メートル 20.60	
		最小 26.00		
	新	最大 161.00 最小 37.50	20.60	道路改良工事(取付)に よる区域変更

茨城県告示第1375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野 字高添3360番3から	旧	最大 <small>メートル</small> 20.00	155.00	
		最小 5.50		
東茨城郡常北町大字上入野 字豆田3150番1まで	新	最大 20.00	155.00	橋梁架換及び迂回路 設置のための区域変 更
		最小 11.00		
		最大 17.00	160.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第1376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字平井字八幡西 347番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.80	108.00	
		最小 6.80		
鹿島郡鹿島町大字平井字八幡西 1037番2地先まで	新	最大 7.80	108.00	迂回路設置に伴う区 域変更
		最小 6.80		
		最大 7.00	120.40	
		最小 6.20		
鹿島郡鹿島町大字平井字押堀 290番34地先から	旧	最大 6.40	70.00	
		最小 6.40		
鹿島郡鹿島町大字平井字押堀 1061番1地先まで	新	最大 6.40	70.00	迂回路設置に伴う区 域変更
		最小 6.40		
		最大 7.00	74.40	
		最小 7.00		
鹿島郡鹿島町大字平井字押堀 1060番7地先から	旧	最大 6.80	108.00	
		最小 6.40		

鹿島郡鹿島町大字平井字押堀 1102番6地先まで	新	最大	6.80	108.00	迂回路設置に伴う区 域変更
		最小	6.40		
鹿島郡鹿島町大字平井字新押合 20番1地先から	旧	最大	7.00	102.40	
		最小	7.00		
鹿島郡鹿島町大字平井字新押合 3番3地先まで	新	最大	7.00	102.40	迂回路設置に伴う区 域変更
		最小	7.00		
鹿島郡鹿島町大字平井字押合 1128番45地先から	旧	最大	7.20	105.50	
		最小	7.20		
鹿島郡鹿島町大字平井字押合 1128番39地先まで	新	最大	7.20	105.50	迂回路設置に伴う区 域変更
		最小	7.20		
		最大	7.00	108.80	
		最小	7.00		

~~~~~

#### 茨城県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道二軒茶屋瓜連線
- 2 供用開始の区間  
那珂郡那珂町大字本米崎字中小屋原2687番1地先から  
那珂郡那珂町大字本米崎字宮内2334番3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年10月6日

~~~~~

#### 茨城県告示第1378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間  
筑波郡筑波町大字寺具字中西865番5から  
筑波郡筑波町大字寺具字南台1092番20まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年10月6日

茨城県告示第1379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦江戸崎線
- 2 供用開始の区間 土浦市大字中字柵番外24番210地内
- 3 供用開始の期日 昭和58年10月6日

茨城県告示第1380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道石岡常北線
- 2 供用開始の区間  
東茨城郡常北町大字上入野字高添3360番3から  
東茨城郡常北町大字上入野字豆田3150番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年10月6日

茨城県告示第1381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年10月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年10月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道鹿島港線

2 供用開始の区間

鹿島郡鹿島町大字平井字八幡西347番1地先から

鹿島郡鹿島町大字平井字八幡西1037番2地先まで

鹿島郡鹿島町大字平井字押堀290番34地先から

鹿島郡鹿島町大字平井字押堀1061番1地先まで

鹿島郡鹿島町大字平井字押堀1060番7地先から

鹿島郡鹿島町大字平井字押堀1102番6地先まで

鹿島郡鹿島町大字平井字新押合20番1地先から

鹿島郡鹿島町大字平井字新押合3番3地先まで

鹿島郡鹿島町大字平井字押合1128番45地先から

鹿島郡鹿島町大字平井字押合1128番39地先まで

3 供用開始の期日 昭和58年10月6日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所